

1920 年代満州当局の在満朝鮮人認識と 政策について

玉林師範学院教授 呂 秀 一

- 一 はじめに
- 二 日韓併合前後における在満朝鮮人の国籍問題
- 三 満州当局の在満朝鮮人認識の変化
- 四 満州当局の在満朝鮮人に対する高压政策
- 五 おわりに

一 はじめに

戦前期、中国・東北地方にある間島地方は、中国の領土であったにもかかわらず、朝鮮そして朝鮮を統治していた日本の 3 者が深く関係する地域であった。

そこに居住する在満朝鮮人は 1860 年代に朝鮮半島から満州へ移住した移民である。中国と朝鮮両国がいずれも近代国籍法が制定されていなかったことから、在満朝鮮人には移住当初から如何に国籍を選択するかという問題が発生していた。特に、韓国の外交権を獲得して以後、日本は次第に在満朝鮮人の問題に介入し、朝鮮人の帰化権を否認すると同時に、在満朝鮮人による中国への帰化を禁止した。在満朝鮮人移住の最初期から懐柔政策として在満朝鮮人の帰化を積極的に推進した中国は、満州における朝鮮人人口の増加が日本勢力の拡大につながると認識したため、1920 年代から懐柔政策から高压的対応、さらには追放政策へと転換した。

本論文に関わる在満朝鮮人の国籍問題に関する先行研究には、朴永錫『万宝山事件研究—日本帝国主義の大陸侵略政策の一環として—』（第一書房、

1981年3月)、田中隆一「対立と統合の『鮮満』関係—『内鮮一体』・『五族協和』・『鮮満一如』の諸相—」(『ヒストリア』152号、大阪歴史学会、1996年)、水野直樹「国籍をめぐる東アジア関係—植民地期朝鮮人国籍問題の位相」(古屋哲夫・山室信一『近代日本における東アジア問題』吉川弘文館、2001年1月)、孫春日「中国朝鮮族における国籍問題の歴史的経緯について」(『東北アジア朝鮮民族の多角的研究』(名古屋ユニテ、2004年10月)、許春花「『満州事変』以前の間島における朝鮮人の国籍問題」(『朝鮮史研究会論文集』第42集、朝鮮史研究会編、2004年)、白榮勛(『東アジア政治・外交史研究—「間島協約」と裁判権—』大阪経済法科大学出版部、2005年)などがある。これらの研究は、何れも1920年代の後半や「満州国」時期に在満朝鮮人の国籍問題について日本政府がどのような政策を採ってきたのかを検討した先駆的研究である。特に、水野直樹と許春花の研究は在満朝鮮人の国籍問題に関する日中両国の政策を分析したことで評価されている。しかし、これらの研究は1920年代後半の中国側の在満朝鮮人に対する圧迫、追放政策が中国側のどのような認識に基づいて遂行されたのかについては具体的に究明していない。

本稿は、在満朝鮮人の国籍問題を背景に、1920年代から満州事変までにおける満州地方当局の在満朝鮮人に対する認識変化と、その結果として採用された圧迫、追放政策を検討したい。

二 日韓併合前後における在満朝鮮人国籍問題

朝鮮人の満州への移民は前述のように、1860年代から始まる。その多数は朝鮮半島北部における連年の洪水、干害などの自然災害が原因で満州へ移住した農民であった。移住した朝鮮人に対して清朝は「薙髮易服」⁽¹⁾を条件に

(1) 清朝は他の民族に対して「髪を剃って満州族風の辮髪にし、服を満州族風のものに替える」ことを強要し、これをもって清朝への帰化と見做した。

朝鮮人の居住を許可した。時には朝鮮人の移住を制限する政策をとることもあったが、満州の労働力の不足や、朝鮮人が稲作経営に熟練していたことなどの理由から基本的には懐柔政策を取ったのである。しかし、1909年の日清「間島協約」の内容から見れば、朝鮮人の満州居住は図們江北部のみに制限されていたが、多数の朝鮮人は中国人地主との契約を通じて満州内地にまで移住し、清国もこれを黙認した。例えば、奉天省は満州の政治的中心であり、漢族の人口も多かったため、ある程度朝鮮人の移住を警戒し制限したが、一方で吉林省では図們江北部の内地までの移住を許可した。

日韓併合以前、朝鮮（李氏朝鮮）および大韓帝国の時代においては国籍に関する法律はなく、朝鮮人の海外移住に伴う帰化に関する外国との協定もなかった。他の封建王朝と同様に朝鮮臣民は国王に対する永久的な忠誠の義務があり、臣民という身分からの離脱は許可されなかった⁽²⁾。言い換えれば、朝鮮では一旦、国王に帰服した朝鮮臣民はその子孫にいたるまで、国王の支配から離脱することはできないという慣習法に基づいて、外国への帰化は認められていなかった。近代に入っても朝鮮ではこのような慣習法が効力を有していたが、同時に、外国に帰化した朝鮮人が帰国して、朝鮮国内で治外法権を享受することを防ぐことも帰化を禁止する原因の一つであった。1904年に韓国で出版された『梅泉野録』では、朝鮮人の外国への帰化入籍を禁止した理由について、次のように説明していた。「甲申政変以後、反逆者らは法の網から逃げ出し、海外に亡命している。彼らは亡命先に帰化し、機会があれば韓国に戻って外国人と名乗り、国王を軽蔑し、大臣らを押さえつけた。このように本国に滞在しながら外国の国籍を所持した良心のない無頼漢はその数も多く、自ら自分は外国人であり、朝鮮人ではないと称した」⁽³⁾。

しかし、朝鮮政府が朝鮮人の外国への帰化を認めた例は皆無ではない。例

(2) 水野直樹「国籍をめぐる東アジア関係—植民地期朝鮮人国籍問題の位相—」『近代日本における東アジア問題』（吉川弘文館、2001年）213頁。

(3) 『梅泉野録』第4巻、光武8年甲辰（1904年）。

えば、1884年、朝鮮政府とロシア政府との間で帰化および移民に関する協定を締結したという説もある。また、1890年代にロシア沿海州の朝鮮人500人がロシアへ帰化した際には、ロシア政府がこれらの朝鮮人の帰化を朝鮮政府に認めさせた⁽⁴⁾。

朝鮮人の満州への移住はその数の増加に伴って国籍問題が顕在化した。清朝にとって、多数の在満朝鮮人による土地所有や土地の租借は、外国人が清国の土地を経営することを意味し、ひいては清国の主権問題とも関わる問題であった。そのために、上で説明したように、清国は「薙髮易服」をその象徴として朝鮮人の清朝への帰化と見做した。このような帰化政策は次第に日本と対立する要因となっていった。1905年から韓国の外交権を獲得した日本は、在満朝鮮人の「保護」を名目に積極的に在満朝鮮人の国籍問題に介入した。特に、1907年5月、日本の林董外相は清国とその他の在外公館に訓令を發し、「帝国日本又ハ日本臣民等ノ文字ハ、総テ韓国又ハ韓国臣民ニ準用」する同時に、「韓国臣民ノ名簿ヲ備ヘ居住身分ニ関スル届出ヲ受理シ又ハ其他ノ事実ニ依リテ確知シタル韓国臣民ノ居住及身分ニ関スル事項ヲ該名簿ニ登録スルコト」、「韓国臣民ニ旅券ヲ付与シ又ハ其旅券ヲ査証スルコト」を指示し、清国在住朝鮮人も韓国臣民であり、日本の外交機関によって管理されることを強調した⁽⁵⁾。清国は在満朝鮮人の国籍が韓国であれば、日本の介入を避けられないと判断し、対応措置として、積極的に在満朝鮮人に懐柔政策をとり、朝鮮人の満州への帰化を誘導した。つまり、帰化せず、満州に居住する朝鮮人の増加は日本勢力の拡大を意味し、彼らを帰化させて完全に清国法権の支配に置くことは、清国およびその後建国された中華民国にとって、在満朝鮮人政策の最大の課題となった。

(4) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A04017269800、単行書・朝鮮外ニ於ケル朝鮮人状況一般・拓殖局（国立公文書館）」。

(5) 「日韓協約後在外韓国臣民ニ対スル職務執務方訓令」外務省通商局編『領事館執務参考書』（明治43年3月編纂）17～19頁。

しかし、土地所有権の付与などの措置をとったにも関わらず、在満朝鮮人の帰化率は引き続き低かった。1917 年 9 月、間島に居住している朝鮮人は 36,900 世帯であるが、1,427 世帯が帰化し、2,111 世帯が申請済みで帰化総世帯数は 3,548 世帯であった。1919 年には帰化世帯数は 4,982 世帯にまで増加した。その中で、延吉県は 1,670 世帯、琿春県は 1,543 世帯、汪清県は 1,063 世帯、和龍県は 706 世帯であった⁽⁶⁾。この数字の中でも、朝鮮人の居住が最も多い和龍県の帰化入籍世帯数が少ないことに着目したい。和龍県人口の 90% を占める朝鮮人は、「入籍細則」公布の数日以内に 176 人が帰化入籍を申請し、間島全体では 2,389 人が申請した⁽⁷⁾。しかし、1917 年、在満朝鮮人が多数居住した間島では帰化率がわずか 10% である⁽⁸⁾。この数字を見ると朝鮮人の居住が最も多い和龍県の帰化入籍世帯数が少ないことがわかる。問題になったのは、朝鮮人の帰化率がかなり低いにもかかわらず、土地所有の面積は現地の中国の漢族農民と比較しても大差がないことであった。このような状況が続き、当時の中国の新聞は、延辺地域は日本の「植民地」とであるとさえ報道した⁽⁹⁾。

1909 年 7 月、日本は閣議で韓国併合方針を決定した。併合に際して、韓国と関わる立法、行政、司法制度などの制定に様々な問題が生じたのは言うまでもない。法制面では日本の内地法、たとえば日本の「国籍法」などの法律をそのまま朝鮮に施行するか否かの問題が存在し、また、すでにロシア、清国へ移住していた数十万人にもものぼる朝鮮人の国籍をどのように解決するのかという問題も数ある問題の一つであった。換言すれば、すでに海外に移住

(6) 玄圭煥『韓国流移民史』（語文閣、1967 年 8 月）240 頁。

(7) 吉林東南路兵備道档案「詳覆韓民呈墾入籍情形請示遵行由」宣統 10 年 21 日、延辺档案館、4 - 1 - 136。

(8) 和田春樹「ロシア領極東の朝鮮人 1863 ~ 1867」『社会科学研究』第 40 巻第 6 号（1998 年 3 月）244 頁。

(9) 『農報』1928 年 1 月 5 日 季嘯風・瀋友益編：『中華民国史史料外編—前日本末次研究所情報資料』第 86 冊（広西師範大学出版社、1997 年 5 月）86 頁。

した朝鮮人に日本の国籍を与えるか否か、日本国籍を与えた場合は、日本国籍法の国籍離脱権を朝鮮人に享受させるか否かの問題であった。これについて、併合前の1910年7月8日、日本政府は閣議を開き、「韓国併合ノ際ニ於ケル処理法案大要閣議決定」を採択した。併合以後の朝鮮人の法定地位について、この決定では次のような方針を定めていた。それによれば、併合後の朝鮮人については、

特ニ法令又ハ条約ヲ以テ別段ノ取扱ヲナスコト ヲ定メタル場合ノ外、全然内地人ト同一ノ地位ヲ有ス。間島在住者ニ付テハ、前項ノ条約ノ結果トシテ現在ト同様ノ地位ヲ有スルモノト見做ス。外国ニ帰化シ、現ニ二重ノ国籍ヲ有スル者ニ付テハ追テ国籍法ノ朝鮮ニ行ハルル迄、我国ノ利害関係ニ於テハ日本臣民ト見做ス⁽¹⁰⁾

とされている。つまり、朝鮮人は日本人と「同一ノ地位」を有するが、「帝国ノ利害関係」から国籍法の適用までは日本人のように日本の国籍を離脱することができないという方針であった。言い換えれば、日本国籍法を朝鮮に施行せず、日本の国益を維持、拡大するために朝鮮人を「日本臣民」として取り扱うとしながら、国籍法が朝鮮人に適用されるまでに在満朝鮮人を含むすべての朝鮮人の国籍離脱を認めないというものであった。この方針と「間島協約」第4条の「韓民ハ清国ノ法権ニ服従シ清国地方官ノ管轄裁判ニ歸ス」⁽¹¹⁾とを対照すれば、間島朝鮮人は、この条約により清国の法権に服従することになるが、国籍は日本国籍になるのであった。

このように日本政府は、国籍法を朝鮮人および間島朝鮮人に適用しないことに決めたが、間島朝鮮人には日本の国籍法以外の法律は適用されていた。日本の刑法が間島朝鮮人に適用されたのがその一例である。「間島協約」の締

(10) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A03023679900、韓国併合ノ際ニ於ケル処理法案大要閣議決定（国立公文書館）」。

(11) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B13090914200、間島に関する協約（C33）（外務省外交史料館）」

結と日韓併合後の 1910 年 12 月、小村寿太郎外相から清国在留公使に「清国在留韓国人ノ犯罪ニ対シ帝国刑法適用ニ関シ訓令」が出され、日本の刑法を清国在留朝鮮人にも適用することが指示された⁽¹²⁾。

1915 年 5 月、日本の 21 カ条要求に基づいて締結された「南満州及東部内蒙古ニ関スル条約」は、在満朝鮮人の国籍をめぐる日中両国政府の紛糾をさらに複雑化させた。同条約は、南満州における「日本臣民」の土地商租権、居住権、営業権などの享有を認め、日本の治外法権も承認した。しかし、この条約が間島朝鮮人にも適用されるかどうかについて日中両国政府の見解が対立した。日本政府は、この条約は間島朝鮮人についても適用されることから、従来の間島協約は無効になり、間島に居住する朝鮮人は全て日本の裁判権に服すると主張した。これに対し中国政府は、この条約に間島朝鮮人は含まれないために間島朝鮮人の地位は従来どおりであるとの見解を主張した。また、日本側は商埠地以外にも領事分館分署を増設し、警察官を派遣して朝鮮人を日本の管理下に置き、在満朝鮮人が中国国籍を取得しているかどうかに関わりなく日本の裁判権を一律適用する方針をとった。中国側は、このような日本側の措置に抗議すると共に、朝鮮人に対する裁判権を日本に行使させないようにするため、間島に居住する朝鮮人の帰化を積極的に奨励した。日本は繰り返し中国に抗議し、在満朝鮮人の帰化を認めなかったが、在満朝鮮の国籍問題は解決には至らず、日中両国が互いに自国の立場を主張するばかりであった。

三 満州当局の在満朝鮮人認識の変化

日韓併合以後、在満朝鮮人は日本臣民となり、在満朝鮮人が居住する地方

(12) 外務省通商局編『領事館執務参考書』(明治 43 年 3 月編纂)「清国在留韓国人ノ犯罪ニ対シ帝国刑法適用ニ関シ訓令」133 頁。

では基本的に日本の領事館などの保護施設が設けられた。これによって中国人、在満朝鮮人との関係に日本が正式に絡むようになった。そして中国政府は次第に「日本を怖るるの結果鮮人を警戒」することになり、一部の在満朝鮮人も「其の民族性を發揮し、日本の威を借りて支那に対抗する氣勢を示せり、支那は満州移住の鮮人を昔日の如く軽視する能はざる」⁽¹³⁾に至った。

これまで中国の在満朝鮮人に対する帰化政策は、在満朝鮮人を完全に中国の支配下におくことで日本の満州権益の拡大を阻止する目的で推進された。しかし、長期にわたって推進された中国側の帰化政策は、在満朝鮮人全員を帰化させることを目標としたが、大きな成果もなく、その政策は失敗に終わったと言えるほどであった。その最も根本的な原因は、日本が依然として在満朝鮮人に対して国籍離脱を許さなかったことにあることはいうまでもない。つまり、日本側が国籍離脱禁止の方針を維持する限り、中国側の一方的な措置のみで名実相伴う朝鮮人の帰化は事実上困難であり、限界があるものであった。このような在満朝鮮人に対する帰化入籍政策の失敗から、中国側は朝鮮人の帰化の真意について疑惑を抱くようになった。これまで述べたように、朝鮮人の移住は単純に生活基盤の獲得のために満州へ移住するものであったが、日本の介入によって中国との政治的、外交的紛争へと転換された。移住人口がすでに百万人にもものぼるといわれる在満朝鮮人は日韓併合によって「日本臣民」となり、その背後に日本が存在しているという事態は、中国にとって深刻な問題であり、中国は在満朝鮮人を日本の満州侵出の手先と見做し始めた。日本拓務大臣官房文書課編『拓務調査資料第3編・満州と朝鮮人』は、中国の朝鮮人に対する認識について次のように述べている。

支那人は朝鮮人を日本帝国主義の走狗にして、日本人の満州侵略の先駆者なりと解釈せり、例えば朝鮮人が満州の何所かへ移住し、一の部落を作りたる所には必ず日本の領事館及警察署を設け、朝鮮人保護の口実を

(13) 満鉄庶務部調査課『在満朝鮮人の現況』（1923年）25頁。

以て種々なる問題を惹起し、以て支那主権の侵害をなすが為なり。満鉄付属地及関東租界地内に於て所謂不良鮮人を利用し、阿片の秘密売買が行はれ、而して此等鮮人は支那の法律に拘束されることなく、皆日本官権の黙認的保護下に於て行はるるに依り、支那官憲の制裁は到底不可能事なり、故に此等朝鮮人は実に日本人の走狗と考へられたり⁽¹⁴⁾。

つまり、「間島協約」によってその居住範囲が間島という特定地域に限定された朝鮮人が、中国政府の許可を得てない状況の中で満州内陸にまで移住し、日本政府が保護と取締りを名目に領事館を設置することは、満州における日本の勢力を極力排除しようとする中国政府の政策と反するものであり、結果的に中国は在満朝鮮人を日本の手先と見做すことになった。そして上記『拓務調査資料第 3 編・満州と朝鮮人』によれば、日本の在満朝鮮人政策は、

将来朝鮮人移民を利用するに至る為、朝鮮人移民は日本人の朝鮮に移民する結果朝鮮より放逐されたる者との考を抱けり、即ち朝鮮人は朝鮮内に日本人移民の余裕地を与へる為、朝鮮内から放逐されたるとの考を抱けるのみならず、在満朝鮮人は必要時に於ては、日本臣民として満州の広大なる地域を占領する上に利用せらるるのとの考を有す⁽¹⁵⁾

ことであると中国政府に認識されていると説明されていた。また、「鮮人圧迫問題」も中国側の認識について、次のように述べている。

明治四十三年の日韓併合以降、従来「小国人」として軽侮し無視し来れる鮮人が治外法権を有するに至つたことに対する反感、鮮人の背後に日本の侵略主義の手が伸びて鮮人は日人勢力の先駆をなすとの杞慮、又地方下級官吏は鮮人を其の管内に居住せしめると種々煩瑣な涉外事件を醸し易いのを怖れるなどの理由により動もすれば迫害されるを免かれなかつた⁽¹⁶⁾。

(14) 拓務大臣官房文書課編『拓務調査資料第 3 編・満州と朝鮮人』244 頁。

(15) 同上。

(16) 「鮮人圧迫問題」『調査時報』1928 年 1 号 (南満州鉄道株式会社) 88 頁。

中国在住公使重光葵は、

満州ニ於ケル朝鮮移民ハ長キ歴史ヲ有シ満州ノ 開發ハ彼等ノ勤勉労働ニ負フ処大ナリ。幾世紀ニ渉リ満州ハ朝鮮人及支那人ノ経済的活動ノ自由ナル天地ト考ヘラレ居リタリキ、而シテ朝鮮人カ現ニ何百万ノ支那人真ノ避難所タル満州ノ現在ノ如キ繁栄ニ大ナル貢献ヲ為シ来レル事ハ何人ト雖モ之ヲ否定スルモノ無カルヘシ

と述べ、満州開発における在満朝鮮人の役割を評価したうえ、

支那官憲ハ朝鮮人ヲ満州ヨリ駆逐スル事ニ全力 ヲ尽シ来レリ。朝鮮人ハ屢々重税ヲ課セラルノミナラス国籍ヲ変更スルニ非サレハ借地権ノ安全ヲ期シ状難キ態ニ在リ。従ツテ朝鮮人ト支那人地主トノ間ノ論争ハ日々絶ユル事無シ。彼等ハ治外法権ノ特権ヲ有スルニ拘ラス、屢々支那官憲ニヨリ引致セラレ支那側ノ裁判ニ服セシメラレツツアリ⁽¹⁷⁾

と在満朝鮮人に対する中国側による帰化の強要などの圧迫政策を説明した。

満州事変後の1932年4月に上海で出版された『東北移民問題』というパンフレットは在満朝鮮人について、「日本は、朝鮮人の我満州への移住は生活のためであると宣伝しているが、実際はそうではない。彼らは我が満州を侵略する先鋒であり、満州を経営し占領する使命を負っている。このような内幕を明らかにしない限り、我々の満州における朝鮮人問題の解決は不可能である」と述べたうえ、田中上奏文では、「若し、満蒙における朝鮮人の250万迄に達すれば、事変が発生する際、彼らは軍事活動の原子になり、我が国は取締りを口実に彼らの行動を支援する」と述べられていると記述している⁽¹⁸⁾。また、1930年に南京で出版された『中央日報』は、日本の朝鮮人に対する満州移住政策について、露戦争以後、小村寿太郎外相は20年以内に満州へ400万人の朝鮮人を移民する計画を作成し、後藤新平外相も10年以内に50万人

(17) 服部龍二編著『満州事変と重光葵公使報告』（日本図書センター、2002年10月）116頁。

(18) 王海波『東北の移民問題』（中華書局、1932年4月）87頁。

を移民することを計画していると報道した⁽¹⁹⁾。

このような状況から結果的に、中国側は「中国内ニ於ケル外患発生ノ原因ハ数多アルモ、対日外国ノ諸問題ハ主トシテ国内居住鮮人ニ端シ、之ガ撲滅策ハ鮮人ノ居住制限国外放逐ニ依リノ外良策」ないと判断し、在満朝鮮人問題が日中外交問題での最大の障害であると認識するまでに至ったのである⁽²⁰⁾。

このような中国側の在満朝鮮人に対する認識について満州玄洋社などの一部の日本側の世論では次のような意見があった。例えば、1928 年に出版された『鮮人圧迫問題に関する根本対策』は、在満朝鮮人に対する中国側の認識と圧迫を加える理由について、次のように述べている⁽²¹⁾。

朝鮮人排斥の根源を索究すれば、鮮農は支那の為に、在来粟米大豆の三種を栽培したる満州の広野に水田事業の先鞭をつけ、且つ荒無地の開墾に従事した満蒙開発の恩人である。二十万町歩を越ゆる水田を耕作して、年々百万石以上の白米を産出し、在満の奥地においては、官吏も富豪も粟、高粱以外を食はなかったものが、鮮農の御蔭で、現在に至る処に於て白米を食する様になって来たのである。現在の支那の立場から云へば、鮮農は支那の国策上から見て有利な理想的移民であるが、然し日本の満蒙侵略策を未然に防止するには、常に両国間の問題となって紛糾を起す不良朝鮮人、日本の満蒙政策運動上、恰も其の前衛を為すが如く鮮農を根本的に駆逐して、日本が満州於て満鉄沿線以外の奥地に、其勢力を伸張する事できない様に、其の根源なる鮮農を排斥するの必要を感じたのである。然し支那は目下自国の勢力では、正面に於て積極的に日本を排

(19) 秋憲樹編『資料・韓国独立運動』4 (下) (延世大学出版部、1971 年) 1377 頁。

(20) 1930 年 8 月 12 日、在間島瀧山靖次郎総領事代理より幣原外相宛「吉林当局による非帰化朝鮮人の国外放逐に関する内訓について」『日本外交文書』昭和期 I 第 1 部第 4 巻、127 頁。

(21) 満州玄洋社長緑川龍馬・良人倶楽部長吉田武・国際大民会秋田秀道『鮮人圧迫問題に関する根本対策』(1928 年) 44 頁、国会図書館憲政資料館所蔵。

斥する事は不利である。故に将来日本の潜勢力たるべき鮮農に対し排斥の手をのばしたのである。即ち日本の満蒙進出を防止する迂回戦の政策をとったのか今日の鮮農駆逐の導火線になったのである。然るに目下当局及び思慮のない人は、鮮人圧迫は鮮人を排斥するものと思ひ、如何にも日本以外の外国人が支那に於て圧迫され、排斥されて居るかの如く之を冷視するのは、我等の痛嘆に耐へない処である。

つまり、満州玄洋社は、在満朝鮮人は中国にとって理想的な移民であるが、日本の勢力を排斥するために在満朝鮮人に対して圧迫、追放政策を遂行していると見ていたのである。

中国当局の在満朝鮮人に対する認識変化は、以上のような対日関係が理由である以外に、次のような経済的な理由からも考えられる。満州の開発初期、中国華北などの地域の中国人が間島などへ移住することは交通面から見てあまりにも容易ではなかった。そのため、中国政府は「移民実辺」の最初の段階から朝鮮人を利用して満州を開発しようとした。しかし、1928年の吉敦鉄路の竣工に伴って中国人の間島移住は容易になり、外国からの移住者である在満朝鮮人を追放すると同時に中国人を移住させ、その空間を埋めることが中国政府にとって最も望ましい方針となった。1929年2月、吉林省長張作相は奉天で開懇民旅行社を設置するほか、天津、青島、煙台、龍口、大連、長春、ハルビンなどの地域でもその分社を設置すると同時に、中国人移住者に交通手段と荷物託送料金の割引、無料乗車年齢の拡大などの優遇措置をとり、中国人の移住を奨励した。

しかし、すでに満州各地に居住した朝鮮人は農業においては中国人のライバルであり、主客が入れ替わるほどであった。朝鮮人の土地所有問題はその一例であった。上で説明したように1927年頃、満州に移住した朝鮮人の総数はすでに55万8千人に達し⁽²²⁾、各地で広大な土地を所有していた。特に、間

(22) 玄圭煥『韓国流移民史』（語文閣、1967年8月）168頁。

島地方の朝鮮人土地所有面積は 9 万 2 千町歩（漢族の土地所有面積は 10 万 4 千町歩）であり、琿春の土地所有比率は平均、朝鮮人が約 52%、漢族は 48% であった。このような土地所有と耕作状況から在満朝鮮人に対する漢族の反発は必然的であったことはいうまでもないことであり、中国の新聞で報道されたように間島は日本の植民地と言われるほどの状況に置かれていた⁽²³⁾。在満朝鮮人の土地所有を制限するために奉天当局は、しばしば従来の借地契約はもちろん、小作契約も禁止するか、あるいは継続中の契約を破棄し新たな雇用契約を結ぶなどの強硬な措置をとった。

在満朝鮮人を日本の手先として認識した中国は、朝鮮人が満州で大量の土地を経営することから国益を守るために最初は日本人を追放したが⁽²⁴⁾、次第に満州全域において在満朝鮮人を強制的に帰化させるか、あるいは追放する政策まで打ち出すことになった。結果的に、このような在満朝鮮人に対する認識変化は在満朝鮮人に対する圧迫、追放政策に転換し、1927 年には全満州地域まで拡大され、満州事変以前において、満州に在住していた 70 万の朝鮮人農民は中国の各行政機関、世論によって「訴へられざる被告」になった⁽²⁵⁾。

四 満州当局の在満朝鮮人に対する高压政策

上述した在満朝鮮人に対する中国の認識の変化により中国政府、特に満州地方当局は次第に圧迫、追放政策を取り始めた。在満朝鮮人に対する中国政府の圧迫、追放政策が何時から遂行されたかははっきりしていないが、この

(23) 『農報』1928 年 1 月 5 日付、季嘯風・瀋友益編『中華民国史史料外編—前日本末次研究所情報資料』第 86 冊（広西師範大学出版社、1997 年 5 月）86 頁。

(24) 1927 年 10 月 24 日奉天省輝南県知事は奉天省長の令で輝南在住日本人 12 人に対し、2、3 日以内に退去することを命じた。季嘯風・瀋友益編『中華民国史史料外編—前日本末次研究所情報資料』第 86 冊（広西師範大学出版社、1997 年 5 月）83 頁。

(25) 満州帝国協和会中央本部調査部『国内に於ける鮮系国民実態』（1943 年）41 頁。

ような「不逞鮮人」の帰化に対する警戒は、最初は満州反日朝鮮人からはじまり、次第に一般の在満朝鮮人まで拡大された。1927年9月、奉天政権は東三省における「不逞鮮人取締」6カ条が制定されたことを契機に、在満朝鮮人に対する排斥策の実行に踏み切った。10月、奉天省政府は各県に対し、同年の11月から翌年の2月までの期限において、中国人地主が在満朝鮮人農民に貸与した土地、家屋を整理、没収すると共に、在満朝鮮人を一律奉天省外に駆逐するようにと命令した。同年に吉林政府も「爾後鮮人の新移住者にして、水稻を種殖する者に対しては、一律に容認することを許さず、その原住民者に対して取締り方法を設けて出国を命じ」た⁽²⁶⁾。さらに12月、張作霖は東北三省政府に対し、在満朝鮮人土地耕作規則12カ条を電令し、各県政府は「管内居住の鮮人に対し、中国に入籍の有無および職業の正否を調査し、若し、其の行為の疑うべき点ある者に対しては、直ちに出境を命ずべし」と指示した⁽²⁷⁾。各省の通令の下に、満州各地では在満朝鮮人に対する土地商租契約の強制破棄、強制退去、強制帰化など、駆逐や圧迫事件が続出することになった。

1928年5月、南京政府外交部は、吉林省主席に在満朝鮮人国籍に関する次のような訓令を下した。「近来各国居留民の中で、東三省に居住する者の多数が中国の権利を享受せんとして、帰化入籍を請願するが、入籍後も依然としてその原有国籍を離脱せずにいるので、交渉事件発生の場合には煩雑を免れ得ず困難を経ることになる。この紛争と煩雑を除去するには制限を加えざるを得ない。今後に於いて万一、帰化入籍を申請する者に対しては、原有国籍を離脱せしめ単一国籍を取得させるべく努力すること」⁽²⁸⁾。つまり、日本との外交紛争の恐れから在満朝鮮人に対して単一国籍を付与するという方針であった。

(26) 「支那官憲の在満朝鮮人迫害問題に関する原因と之が対抗策並に反動運動に就いての考察」満鉄調査課『調査時報（第8巻第2号）』（昭和3年2月25日）88～95頁。

(27) 同上。

(28) 玄圭煥『韓国流移民史』（語文閣、1967年8月）239頁。

奉天地方政権の命令により、満州各地では在満朝鮮人の帰化を強要する一連の圧迫事件が発生したが、最初その手段は主に一定期限内の帰化や中国服着用の強要などであった。例えば、1927 年 11 月の一ヶ月内に満州各地で発生した帰化の強要事件は次のような事例があった。(1) 本溪県政府は県内に居住する 40 世帯 (150 人) の朝鮮人に対し、中国人と同じく軍事費を負担し、朝鮮語の使用と朝鮮服の着用を禁止して帰化することを強要した。(2) 通化県二十六廟溝の官憲は当地の朝鮮人全員を召喚して、年内に帰化入籍することと、服装と家具類までも中国風に改め、中国語を使用しない場合は翌年に追放すると厳命した。(3) 中東線小綏芬の官憲は朝鮮人に対して帰化を要求して、朝鮮人は仮帰化証の所持だけでは認定し難いので、14 元を付け加えて帰化を申請しない者は追放すると脅迫した⁽²⁹⁾。このような各省の圧迫、追放政策の実態を具体的に分析すれば、次の通りである。

先ず、奉天省において、1927 年 12 月に奉天省長は在満朝鮮人の追放問題について、楊宇霆満州安国軍総参謀長に次のように提案した。その内容は排日政策の一環として、まず在満朝鮮人の追放が先行されなければならないと強調して、(1) 中国の山東地方とその他の各地から満州地方へ移住せねばならず、朝鮮人を利用する為の政策的な日本の侵略移民は、奉天省当局として受け入れることができないこと、(2) 日本は「間島協約」を口実に朝鮮人の土地所有権を主張するが、交換条件である中国側の裁判権は認められていないこと、(3) 中国の国籍法を無視し、日本がすでに帰化した朝鮮人に対して警察権を主張しているのは不当であること、(4) 日本は満州に居住する朝鮮の独立運動を取り締り得ないこと、(5) 在満朝鮮人の居住地又は農耕地に日本の勢力が及ぶので、奉天省側の排日感情が露骨化して将来に如何なる事態が発生するかかわらないこと⁽³⁰⁾、などを報告した。このような奉天省長の報告は、

(29) 前掲『在満朝鮮人ト支那官憲』極秘、305 頁～328 頁。

(30) 朴永錫著『万宝山事件研究—日本帝国主義の大陸侵略政策の一環として—』(第一書房、1981 年 3 月) 75 頁。

在満朝鮮人に関する日中両国間の全般的な問題点を指摘したものであった。即ち、在満朝鮮人の追放は中国国内の排日運動に直接繋がるものであり、このような追放運動が国権の回復運動と見做され、日本勢力の拡張の前衛としての在満朝鮮人を追放し、且つ今後の移住も徹底的に防止しようというものであった。

1928年6月、中国国民党による北伐によって北京政府は崩壊し、張作霖の勢力が満州へ退去すると在満朝鮮人に対する帰化措置はさらに強化された。特に、奉天省長は在満朝鮮人の帰化願書受理の中止を指示する訓令を各知県に通達した。訓令では、在満朝鮮人の帰化を許可するか否かは東三省の内政問題であり、今までは在満朝鮮人を中国に帰化させて日本の間接的侵略政策を阻止することを得策としているが、帰化証書を乱発することには慎重な態度をとるべきであると各県知事に指示した⁽³¹⁾。

次に、吉林省において、1928年2月の吉林省署行政会議は、在満朝鮮人政策に対する全般的決議を行った。この会議の決議録は日本の在満朝鮮人に対する政策について、「日本ハ中国国内ニ於ケル朝鮮人挙動ニ対シ相当恐怖心ヲ抱ケルモ、又一面ニ於テハ之ヲ植民政策ニ利用セルコト多年ノ事実ニ徴シテ顕ナナリ」と述べたうえ、6ヶ月以内に吉林省内の朝鮮人の全員を中国に帰化させると同時に、「未入籍者ニハ土地家屋ヲ貸与スルコトヲ得ス」との方針を決定した。具体的措置としては二重国籍を問わずに中国国籍法によって帰化を勧告すること、帰化していない者は駆逐し帰化入籍した者のみに居住を許可すること、非帰化朝鮮人の間島および商租地以外の地域での居住を禁止すること、などを挙げている⁽³²⁾。また、日本側に対する対策としては「日本側が抗議すれば、各交渉機関は、本地域は元より朝鮮人の居住を禁止する地

(31) 在間島総領事代理市川信也より外相田中義一宛て「在満鮮人の帰化願書取扱方ニ対スル支那官憲ノ訓令ニ関スル件」昭和4年6月8日、外務省外交史料館『各国国籍法関係雑件』第1巻、K・1・1・0・4。

(32) 前掲『在満鮮人ト支那官憲』極秘、210頁～212頁。

域であること、朝鮮人に対して日本国籍法が適用されない限り我国の国籍法を適用して自由に帰化させること」を返答として対応することを具体的に定めた⁽³³⁾。その後、吉林省政府主席張作相は「朝鮮人ノ背景者タル日本帝国主義ハ、彼等移住鮮人ヲ利用シテ深刻ナル侵略ヲ試ミルトシ姦策ヲ弄シツツアリ、現ニ延吉地方ニ於ル国土盗売事件ノ如キモ……今鮮人ノ移住ヲ防止シ日本ノ侵略的魔手ヲ阻止」⁽³⁴⁾ する必要があると述べ、在満朝鮮人を排除することが日本の満州侵略を阻止することであると強調した。同時に、張作相は 1928 年 7 月 1 日より 12 月末までを朝鮮人帰化猶予期限と設定し、朝鮮人帰化を積極的に促した。

吉林省における在満朝鮮人に対する圧迫、追放政策があったことは、吉林省長が省長公署の名義で圧迫政策の中止を要求した吉林朝鮮人代表尹覚に返答として送った文書からも明らかである⁽³⁵⁾。この文書は、在満朝鮮人に対する中国官憲の駆逐事例が様々な悪影響を惹き起こしたことを認め、さらには

(33) 「韓民入籍問題に関する吉林省署行政会第 1 案決議録」高永一編『中国朝鮮族歴史研究参考資料匯編』第 2 輯第 1 分冊 (上) (白山大学叢書、1993 年 7 月) 269 頁。

(34) 在間島総領事岡田兼一ヨリ外相幣原喜重郎宛て「在住鮮人ノ帰化問題ニ対スル支那官憲ノ訓令ニ関スル件」外交史料館『各国国籍法関係雑件』K・1・1・0・4。

(35) 吉林省長の返答の原文は次の通りである。「吉林省長公署 批第 592 号 原具呈人帰化鮮人代表尹覚等。呈訴セル一件ハ当署ヨリ帰僑駆逐命令ヲ懇請シター僑民ガ中国ニ入籍シ得ナカツタ者ハ、入籍スル期限ヲ緩和シ併セテ韓民帰化同郷会ヲ設立サセンコトヲ懇望ス。該代表ノ呈訴状ト併セテ対面陳述ニ依ツテ真実ナル意志ト懇切ナル弁明ヲ聞クニ可憐ナルノミナラズ、責任ヲ負ツテ入籍ヲ希望スル一切韓僑ニ勧誘スルコトヲ誓願スルハ更ニ嘉賞スルコトデアル。本省ガ各地ニ僑居スル鮮民ニ対シテ従来条約ノ通り弁理シテ来タトコロデアアルガ、近来ニハ鮮人ガ暗々裡ニ盟約ヲ冒シテ居住権ノナイ各県デ私墾ガ日ヲ追ツテ増加スルノミナラズ、其ノ中ニモ不良分子ガオリ甚シキ者ハ赤化分子ト連絡シテ時機ニ便乗シ騷擾ヲ図謀スル者ガ屢々発生スルノデ、本署ニ於イテハ治安ノ維持ト保護ニ便ナラセル為ニ、各地方官吏ニ命令スルニ入籍朝鮮人ヲシテ髮ヲ剪シ中国服ヲ着用セシメ且ツ現今マデ入籍セザル者ハ期限ヲ定メテ速ヤカナル帰化ヲ勧誘スヘシ」。中華民國 16 年 (1927 年) 12 月 16 日 (『東亞日報』1927 年 12 月 25 日)。

朝鮮人の中には共産主義者や親日分子として中国の侵略に利用されている不純分子などがいることを指摘した。そして在満朝鮮人の国籍問題が日中両国間の紛争の焦点になることを避けるためには、一定の期限を定めてこれまで帰化しなかった朝鮮人を完全に帰化させると同時に、中国語を使用し中国の法律に絶対服従することが追放を免れる方法であることを強調した。

1928年5月、中国外務省は吉林省主席に次のような訓令を出した。「最近各国の移住者の中で、東北の大多数朝鮮人は中国で利権を取得するために帰化を申請するが、帰化後にも元の国籍を離脱しようとしなない。万一紛争が起こる場合この問題はさらに複雑になり、処理にも手に負えない。このような状況を避けるためには、朝鮮人の帰化を制限せざるを得ない。今後、帰化を希望する者については、その元の国籍を離脱し単になる国籍取得を要求すべきである」。この指示によって7月、吉林省政府は各県知事に次のような命令文を下した。それは、(1) 二重国籍である者は中国国籍に加入した者であり、必ず中国法令を守るべきである、(2) 漢族と朝鮮人の意思疎通を図って朝鮮人の同化を促進する、(3) 非雑居地に居住する朝鮮人に対して県知事から帰化を勧める。誠心誠意、帰化を希望する者に対しては内務部に申告して帰化証明を発給する、(4) 六ヶ月以内に帰化していない者に対しては各種の制限措置をとると同時に中国人からの土地と家屋の貸し出しを禁止する、などの内容であった。

1929年から中国政府の朝鮮人政策はさらに厳しくなった。3月、吉林省政府は在満朝鮮人の帰化を制限する次のような訓令を各県に出した。訓令は、「山東、河北其ノ他ノ方面ヨリ貧民ノ省内移住依然多数ヲ算シ、為メニ本省人口ハ逐年激増ノ趨勢ヲ示シツツアル今日、無制限ニ朝鮮人ノ帰化ヲ容認スル時ハ、遂ニハ将来ニ於ケル省民ノ生活ニ脅威ヲ招来スル憂アル」と述べ、朝鮮人の移住が中国人の生存の脅威であるとしたうえ、(1) 帰化を許可するのは引き続き5年以上中国の領内で居住した者に限ること、(2) 前項に該当する者の中で朝鮮またはロシアに籍を有する者の帰化願書を受理しないこと、

(3) 帰化証書を有する者であり、朝鮮またはロシアに移住した者は帰化証書を返納すること、などを決定した⁽³⁶⁾。また、吉林省当局は各道伊会議を開き、朝鮮人は 1928 年 7 月 1 日から 12 月末の六ヶ月以内に帰化し、そうでない場合は彼らへの土地と家屋の貸し出しを禁止することを決めた。

中国政府と東北地方当局の基本方針により、満州の各県でも朝鮮人追放行動がとられ始めた。最も朝鮮人が多い間島では 1909 年の日中「間島協約」があるため、他の地域とは違う面もあった。それは、武力で追い出すかあるいは強制的に帰化入籍を強要することではなく、より積極的に内地の中国人を間島に移住させることで、朝鮮人生活を不安定にさせ、彼らに帰化あるいは帰国という方法を選択させることであった。

1926 年 8 月、和龍県当局は新しい帰化条件を設け、自分の意思により帰化した者は徹底的に日本との関係を切り離すべきであると強調した。これらの条件を見ると、(1) 朝鮮人民会を離脱すること、(2) 速やかに事実上の日本国籍から離脱すること、(3) 帰化の如何に関係なく朝鮮人民会会費の納付を拒否すること、(4) 未だに帰化してない者で土地を所有している者は速やかに帰化と土地取得手続きを行い、そうでない場合はその土地を没収することなどであった。

1929 年 8 月 16 日、敦化県知事は県内の朝鮮人に対し、8 月 20 日から 9 月 30 日まで全員帰化し、中国人服装を着て、中国語を話すことを命令し、それに従わない者は中国から追放することを通達した。1930 年 3 月、延吉、和龍、汪清、琿春四つの県行政監督である張書翰は各県知事に次のような訓戒を下した。「既に帰化した者の中には親日排中の人もいる。元来彼らを帰化させるのは日本の侵略を防ぐことであったが、日本官憲は彼らを操縦し続けており、中国国民と見做すのは我らの政策に反することである」と述べた。そして、

(36) 「支那側ノ在住鮮人ノ帰化制限方訓令ニ関スル件」昭和 4 年 3 月 2 日、外務省外交史料館『各国国籍法関係雑件』、K・1・1・0・4。

朝鮮人の中で三民主義に反対する者、親日的行為を行う者、共産主義者、日本の間諜容疑がある者、土地を日本人に売る者などの帰化を一律に許可しないよう指示した。4月、琿春県では各社長（農村の組織である社の責任者）委員会は朝鮮人事務所を設置し、県当局の指導で朝鮮人事務を処理することを決めた。この組織の主な役割は、朝鮮人に帰化と朝鮮人の子供が中国人学校に入学するように勧めることであったが、実際には朝鮮総督府の外郭団体である朝鮮人民会と対抗し、朝鮮人を中国側に吸収することであった。

満州全域において遂行された在満朝鮮人に対する圧迫、追放政策は、1931年満州事変の直前まで引き続き遂行された。1930年7月、吉林省警務処長は各地の警務機関に密令を発し、「対日外交ノ諸問題ハ主トシテ国内居住鮮人ニ端ヲ発シ」たものであり、これを避けるためには「鮮人ノ居住制限、国外放逐ニ依ルノ外良策」ないとし、非帰化者を国外に追放することを命令した⁽³⁷⁾。10月、吉林政府主席張作相の名義で吉林省在住朝鮮人に対して発された告諭文では、既に中国へ帰化した者は完全なる中国人であることを強調したうえ、中国からみればいわゆる帰化していない無国籍者などについては威嚇的な警告がなされている。その一部を抄録すれば、それは、既に中国へ帰化した者については、「諸君ハ鮮人ノ組織シタル国家ナキ為メ中国人ノ組織スル国家ニ来シテ帰化シ、既ニ中国籍ニ入りタルモノニシテ即チ中国人民ナリ、中国政府ハ諸君ノ帰化ヲ允許シタル次第ナルヲ以テ総テ之中国人ナリ」とし、帰化せずに中国に居住している者については、

諸君ハ即チ盜ニ中国境内ニ逃走シ来リ未開ノ地方ニ入り荒無地開墾ノ目的ニテ居住シツツアリテ、東北一帯ニ該鮮人頗ル多キ状態ナリ之ヲ国際公法ニ依リ論センカ国籍ナキ人民ハ既ニ国際的保護ヲ受ケス、又国内法

(37) 昭和5年8月12日、在間島瀧山総領事代理より幣原外務大臣宛「吉林省当局による非帰化朝鮮人の国外放逐に関する内訓について」『日本外交文書』昭和期I第1部第4巻、127頁。

的保護ヲ受クルコト能ハサル次第ニシテ、即チ、国外ニ駆逐スヘキ筈ノモノナリ、然ルニ諸君ヲ容認スルハ即チ中国政府ノ徳義的行為ナリト云フヘシ

と述べ、帰化していない朝鮮人に対しては国際法的な保護も得られないとし、吉林政府による強制帰化、あるいは追放政策の正当性を主張した⁽³⁸⁾。

そして、翌年の 4 月、吉林政府主席張作相は南京政府内政部の密令を間島地方の 4 県に伝達した。その内容は、(1) 朝鮮人を追放するために今後 5 年以内に中国人 50 万人を関内より満州へ移民すること、(2) 朝鮮人の入籍手続きを中止すること、(3) 朝鮮人の追放は漸進的に遂行する一方、朝鮮人の中の主要人物と連絡をとり、朝鮮人の管理取扱を講ずること、(4) 満州における朝鮮人の教育機関を全て撤廃し、中国式教育を行うこと、などであった⁽³⁹⁾。このように、満州当局の方針は在満朝鮮人に対する帰化政策の実施において、時には強制帰化政策を遂行し、時には一律に帰化の手続きを中止するなど、一転二転したのである。

なお、1927 年 9 月から在満朝鮮人に対する圧迫、追放政策に関する満州各地では、朴永錫による関係法規の研究によると、次のような法規が制定された。

在満朝鮮人関係法規⁽⁴⁰⁾

名 称	制定官署	施行区域	制定目的	年月日
延吉・和龍・汪清・琿春 4 県警防止鮮匪党弁法	吉林省長公署	間 島	朝鮮独立運動者の取締り	1927.9
韓農駆逐侵入禁止規定	伊通県公署	伊通県	韓農駆逐	1927.11
朝鮮人取締弁法	吉林省公署	吉林省	朝鮮人取締及び改俗	1927.11
朝鮮人土地租借規程	同 上	同 上	朝鮮人土地借地制限取締	1927.11
韓農駆逐弁法	吉長道尹公署	吉長道	朝鮮人農民の駆逐	1927.11
鮮農駆逐弁法	同 上	同 上	同 上	1927.12
制限鮮人居留弁法	東省特別区警察統轄管理处	東省特別区	朝鮮人の取締り	1927.12

在満朝鮮人関係訓令⁽⁴¹⁾

件名	発令	受命	年月日
赤化容疑韓人取締り励行の件	吉林長公署	各県知事	1927.8
帰化に関する件	奉天省長公署	全省警務処	1927.10
朝鮮人調査駆逐に関する件	吉長道尹	各県知事	1927.10
朝鮮人取締り及び移住禁止に関する件	吉林省長公署	各道尹知事警察署	1927.10
外人に対する土地家屋貸借禁止に関する件	奉天省長公署	各県知事	1927.11
露韓人調査に関する件	同上	各県知事	1927.11
韓農駆逐に関する件	同上	各県知事	1927.11
韓農駆逐に関する件	同上	開原県知事	1927.11
帰化改易風俗に関する件	通化県第一区長		1927.11
吉林省在住韓人取締りに関する訓令	吉林省長		1927.12
朝鮮人取締りと土地租借規程制定の件	吉林省長公署	各道尹各県知事	1927.12
韓農駆逐に関する件	公太保子警察署		1927.12
朝鮮人居住状況調査に関する件	吉林省長公署	各県知事	1927.12
韓僑雇用に関する弁法励行の件	奉天交渉総署	各県知事	1927.12

以上の内容はいずれも在満朝鮮人土地経営の禁止、強制帰化或いは追放、中国地主の在満朝鮮人雇用の禁止などである。そして、注目すべきことは、満州各地における在満朝鮮人に対する圧迫、追放政策の実施に当って、単純に強制帰化、土地耕作の禁止などの措置がとられたが、1930年代からは強制帰化の同時に帰化奨励政策が併用されたことである。例えば、1930年9月、吉林省長張作相は「鮮人ノ帰化奨励ニ関スル吉林政府ノ訓令第193号」を下した。この訓令の一部を抄録すれば、次の通りである⁽⁴²⁾。

(38) 昭和5年9月30日、在長春田代領事ヨリ幣原外務大臣宛「吉林省政府ノ朝鮮人ニ対する告論文について」『日本外交文書』昭和期Ⅰ第1部第4巻、166頁。

(39) 東亜経済調査局刊『間島問題の経緯』、1931年6月、吉林省档案局所蔵。

(40) 朴永錫著『万宝山事件研究—日本帝国主義の大陸侵略政策の一環として—』（第一書房、1981年3月）52頁。

(41) 同上、53頁。

近年本省下ニ移住スル鮮人著シク増加シ今ヤ其 数 50 余万人ニ達シ、経済上重要ナル地位ヲ占メ居レルカ、其ノ大部分ハ日本ノ政治ニ不満ヲ抱キ、其羈絆ヲ離脱シ我国籍ヲ取得シ中国人ト同等ノ権利義務ヲ享有セントシ居レル情勢ナリ、本政府ハ曩ニ鮮人ノ帰化ニ対シ一定ノ制限ヲ加ヘタルコトアリシモ、之ハ徒ラニ在住鮮人ノ我当局ニ対スル印来ヲ滅殺シ対鮮人政策上誤謬ノ甚シキモノト謂ハサルヘカラス。日本政府ハ我方カ鮮人ニ対シ帰化証ヲ付与スルハ一方的行為ニシテ国際法上ノ効果ヲ生スルコトナシト主張シ居レルモ、元来延辺地方居住鮮人ハ帰化シタルト否トヲ度間ハス間島協約等ニ依リ当然我法権ニ服従スヘキモトニシテ日本側ノ干渉スヘキモノニ非ラス、茲ニ於テ本政府ハ中央政府ノ意図ニ基キ従来ノ帰化制限主張ヲ打破シ之カ入籍ヲ積極的ニ奨励シ公民権ヲ付与シ、以テ一方ニ於テハ彼等ヲシテ安心立命ノ下ニ我法権ニ絶対服従セシメ、他方ニ於テハ日本勢力ノ此等鮮人ノ上ニ行ハルルヲ防止セントス。就テハ各官ハ × ニ發布シタル鮮人入籍法ニ基キ、其所轄区内ニ於ケル鮮人ノ帰化ヲ奨励シ以テ日本法権ノ鮮人ノ上ニ行ハルルヲ防止スルト共ニ、鮮人ニ依リテ生スル中日諸問題ノ根絶ニ努メラレタシ。

ここで張作相は、今まで実行してきた圧迫政策は中国当局に対する在満朝鮮人の信頼を損なったが、在満朝鮮人は日本の支配に不満を持ち、中国への帰化を志望していると述べたうえ、吉林省各地官憲に対して在満朝鮮人の帰化を奨励するように命じた。これは、今まで中国側が圧迫、追放政策を実行してきたにもかかわらず、在満朝鮮人の中国への帰化率が予想の通りに実現できなかったことについて、硬軟両様の手段で帰化させようとする張作相の意図を示すものであった。

上述した在満朝鮮人に対する追放、圧迫事件は主に非帰化朝鮮人を対象に

(42) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B02130106600、第十章 間島在住朝鮮人ノ生活状況／別紙第五号 鮮人ノ帰化奨励ニ関スル吉林省政府訓令 (亜二 -26) (外務省外交史料館)」。

行われた。このような事件はこれまでしばしば発生し、いずれも各県の範囲内で限定的に実施されたが、いずれも間島など満朝鮮人が多数居住している地域の外であった。しかし、今回は遼寧省、吉林省、黒竜江省など満州三省が一致して様々な法令を制定し、さらには各県政府及び軍までが加わり、比較的一致した方針をとったのである⁽⁴³⁾。このように満州全地域にわたって計画的に展開されたという点で、従来の政策とはその性質が大きく異なるものとなった。

中国政府と地方当局が朝鮮人に対する強制帰化、追放政策を推進した結果、満州各地では一連の朝鮮人被害事件が発生した。武内文彬の『在満朝鮮人問題 どう打開する』の集計では、1927年満州において在満朝鮮人圧迫事件が約170件発生したとする。その中で、帰化および小作権などの土地問題に関する事件は合わせて51件であり、居住権に関する事件は71件で、全体の7割であると記載している。また、1927年4月から1928年1月までに、吉林省内で発生した事件は約32件であり、そのうち、27件が強制帰化と関係があった⁽⁴⁴⁾。このような中国側の圧迫を受けて一部の在満朝鮮人はやむを得ず、中国へ帰化することとなった。

しかし、中国政府が高圧政策をとったにも関わらず、全体から見れば間島朝鮮人の帰化は中国政府の予想通りには実現できなかった。1928年末、間島での朝鮮人の朝鮮人民会の入会率は73.3%であるが、中国へ帰化したのは24%でしかなかった。これは1927年の12%に比べて12%増加しているが、中国当局にとっては依然としてかなり低い比率であった⁽⁴⁵⁾。

(43) 『大公報』1930年7月付、季嘯風・瀋友益編『中華民国史史料外編—前日本末次研究所情報資料』第86冊（広西師範大学出版社、1997年5月）96頁。

(44) 方香「論9・18事変前朝鮮族問題における中日対立とその影響」崔洪彬編『朝鮮族研究論叢』（延辺大学出版社、1995年）166頁。

(45) 昭和5年7月1日在間島総領事岡田ヨリ朝鮮総督府官房外事課長穂積真六郎宛て「朝鮮人ノ外国帰化ニ関スル件」前掲『満州事変前夜における在間島総領事館文書』、457頁。

中国への帰化率が低い趨勢は吉林地方でも同様であった。1929 年、吉林総領事石射猪太郎は「朝鮮人の帰化に関する件」という報告書を外務省に提出した⁽⁴⁶⁾。それによれば、「管内朝鮮人の支那帰化証所持者数および帰化願を申請している者の数を調査した結果、帰化した者の中には退去、死亡者の執照を譲り受け又は密売（偽造を含む）するものあり、正式に支那官憲により執照を受けた者は少なく昭和 4 年（1929 年）の調査によれば帰化者は在住総数の一割四分」に過ぎないと報告した。即ち、吉林地方の在住者総数 1 万 7665 名の中で、帰化者は 2395 名（14%）、非帰化者は 1 万 5270 名（86%）であった。中国国民党政府による 1931 年上半期の朝鮮人帰化の統計も帰化比率が低い状況が反映されている。

1931 年の朝鮮人帰化状況⁽⁴⁷⁾

省 名	人口数	帰化数	比率
遼寧省	249,240	8,310	3%
吉林省	599,902	36,160	6%
黒龍江省	92,858	7,388	8%
満州全体	942,000	51,858	6%

一方、このような在満朝鮮人に対する中国側の圧迫、追放措置は非帰化朝鮮人を主な対象として推進されたが、帰化した朝鮮人の土地買収を制限するなどの措置もとられた。1930 年 9 月、吉林政府が制定した土地売買に関する規則は、「帰化鮮人が土地を買収せんとする時は、朝鮮人が永久に帰化市民として居住する手段として土地を買収せんと欲するものや、将又日本人の為に買収せんと欲するものなりやを審査するを要す」⁽⁴⁸⁾と定め、帰化した朝鮮人が買収した土地を日本人に転売することを警戒した。

(46) 吉林総領事より外相宛て「朝鮮人ノ帰化ニ関スル件」『本邦人ノ帰化及国籍離脱関係雑件』、外交史料館、K・1・1・0・4。

(47) 鶴嶋雪嶺『中国朝鮮族の研究』（関西大学出版部、1997 年 12 月）179 頁。

中国当局の強制帰化政策によって一部の在満朝鮮人はやむを得ず、中国へ帰化する以外に朝鮮に帰還する者も現れた。朝鮮総督府警務局の調査によれば、1927年以後、朝鮮から満州への移住者数は減少し、翌年の28年からは朝鮮への帰還者数が増加し、1930年には移住者9,258人、帰還者12,354人、1931年は移住者5,862人、帰還者13,699人で、いずれも帰還者数が移住者数を上回る3,096人、7,837人となった⁽⁴⁹⁾。朝鮮平安北道の調査では、1930年には朝鮮への帰還者数は満州への移住者数の3.5倍、1931年は5.5倍になっている⁽⁵⁰⁾。

在満朝鮮人に対する満州当局の高圧政策と、在満朝鮮人つまり「日本臣民」の權益を保護しようとする日本との対立は、両国間の対立がいつかは勃発することを意味していた。1931年長春付近で発生した万宝山事件がそれであった。この事件は在満朝鮮人の水路工事をめぐって起こったが、日中両国が警察を動員して厳しく対立した。中国警察は朝鮮人農民首領8人を県公安局に連行すると同時に、現地で工事を行う朝鮮人農民を駆逐した。これに対し、日本側も現地に領事館警察十数人を派遣し、朝鮮人農民が引き続き工事を続けることを命じた。この影響で韓国各地では満州当局が在満朝鮮人を追放したというニュースが報道され、韓国国内では大規模な華僑排斥事件が起こった。平壤を訪れた汪榮宝日本在住中国公使は、朝鮮の民族団体である新韓会幹部と会談した時、「新興中国が平素から恥辱の念に堪えなかった。領事裁判制度と治外法権の撤廃のために尽力している今日、在満朝鮮人が二重国籍を持っていることは侵略行為と見做すことができる。そのことが紛争の種になったのであり、完全に中国に帰化すれば万事は解決される」⁽⁵¹⁾と述べた。

(48) 国際連盟支那調査委員会『リットン報告書全文—解説並に關係条文その他付録』（朝日新聞社、1932年10月）104頁。

(49) 外務省亜細亜局『在満朝鮮人概況』（1933年）98頁～99頁。

(50) 小山溪水「在満朝鮮人問題の重要性と其対策」『満州評論』4巻25号（1933年6月）。

(51) 『朝鮮日報』1931年7月19日。

7 月 22 日、中国外交部の王正廷部長は万宝山事件の発生について正式に在北京重光葵公使に抗議文を提出した。その抗議文は、非帰化朝鮮人が万宝山地方での工事は無断であると強調したうえで、満州における朝鮮人の土地経営権について次のように述べた⁽⁵²⁾。

朝鮮農民ノ吉林省内ニ於ケル耕作ハ宣統元年（1909 年 - 筆者注）日清図們江界取極ニ依レハ僅カニ図們江北地方、即現在ノ延吉、汪清、和龍、琿春四県ノ特定地域ヲ以テ限ト為セル処、万宝山ハ長春県ノ北ニ位シ墾地居住ノ区域ニアラサル……（朝鮮人の）行動既ニ条約ニ根拠セス、且明カニ秩序ヲ妨害シ公共ヲ危険ニ致シ……査スルニ朝鮮農民ハ条約上既ニ万宝山地方ニ於テ墾地居住ノ権利ナキ。

ここで中国政府は、「満蒙条約」の適用範囲から在満朝鮮人を排除することを主張したように、在満朝鮮人は日本臣民中で特異な立場におかれている以上、引き続き在満朝鮮人に対しては 1909 年の「間島協約」の適用を主張したのである。中国政府のこのような主張は、間島以外の朝鮮人の居住を「不法居住」に位置づけ、ある意味では 20 年代後半から推進してきた在満朝鮮人に対する圧迫、追放政策を正当化するものであった。さらに、8 月中国中央政府外交部は次のような声明を発表し、「日本政府が鮮人の国籍法適用を除外しても、満州における鮮人全てが支那に帰化する意思はなかり、又日支何れの国からも鮮人に帰化を強要出来ぬし、又鮮人の一部が帰化しても移民問題の根本的解決は出来ぬから、支那としては此際帰化問題を持出す意思はない」⁽⁵³⁾ と述べた。中国としては、数十年続けた在満朝鮮人の国籍問題において、懐柔策や強制帰化・追放政策を実行してきたものの、日本が朝鮮人の帰化を認めないことや全ての在満朝鮮人が中国へ帰化する意思がない限り、在満朝鮮人問題の完全なる解決はないと判断し

(52) 昭和 6 年 7 月 24 日、在中国重光葵公使より幣原外務大臣宛「王外交部長よりの万宝山事件に関する抗議文写送付について」『日本外交文書』昭和期 I 第 1 部第 5 巻、263 頁。

(53) 「鮮農問題の支那側対策」『満蒙調査月報』、1931 年 8 号。

たのであった。結局、1910年代から日中両国の間で解決できなかった在満朝鮮人の国籍問題は、万宝山事件を契機に頂点に達し、満州事変の勃発によって日本の独自支配下の「満州国」へ持ち込まれることになったのである。間もなく勃発した満州事変の原因は、日本からみれば、それは日本の権益（満鉄併行線の禁止問題、商租権問題、日本商品のボイコットなど）への侵害が挙げられるが、在満朝鮮人に対する中国側の圧迫政策、「満州事変の起こったのは、朝鮮人に対する満人の取り扱いということ」⁽⁵⁴⁾が満州事変の原因の一つであると言われるほど在満朝鮮人の問題も深刻なものであった。

ここで在満朝鮮人に対する中国政府の追放、圧迫政策の原因をさらに政治、外交側面から分析するが、以下のことが考えられる。

第1に、在満朝鮮人に対する中国側の認識、即ち警戒感からである。日韓併合以後、満州へ移住する朝鮮人口は急速に増え続け、1920年代後半にはすでに80万人とも言われるほどに達した。主に農業生産に従事している在満朝鮮人の中には中国へ帰化していないまま満州各地で数多い土地を所有しており、これは中国側から見ればあくまでも違法であり、日本の満州権益の延長であった。さらに、帰化した朝鮮人が土地を取得しても日本からはその帰化が認められなかったということは、日本による土地取得を意味することでもあった。そのため、中国は在満朝鮮人を日本の「手先」と認識し、圧迫、追放措置をとり始めたのである。

第2に、朝鮮人の移住当初から満州各地方当局は相対的に在満朝鮮人に対して優遇政策を行い、積極的に在満朝鮮人の帰化を奨励した。しかし、満州各地の朝鮮人の帰化率は低いレベルであり、帰化しても日本からは承認されず、紛争は続いており、中国側は在満朝鮮人を強制的でも帰化させると同時

(54) 「15年戦争下の朝鮮統治・未公開史料 朝鮮総督府関係者 録音記録」、『東洋文化研究』第2号抜刷、2000年、43頁～44頁。

にこれに応じない者は追放することで日本の満州権益の拡張を阻止できると判断したのである。結局、1910 年代から 10 年以上続いた在満朝鮮人への優遇政策は、中国の国権回収運動を背景に高圧的な強制帰化・追放政策へと転換されたのである。

第 3 に、1920 年代初期日本の「間島出兵」による掃討により、中国と朝鮮国境地域を根拠地とした朝鮮武装独立運動は低調期に入ったが、1920 年代中期に至って再び満州内陸部でその勢力が拡大され、さらに間島など地域では共産主義運動の動きも現れた。中国にとって、このような朝鮮人の反日運動はいつでも日本のさらなる出兵を招く恐れがあり、これを避けるためには朝鮮人の反日運動を阻止することが喫緊の課題であり、事前に在満朝鮮人を中国に強制的に帰化させるかあるいは追放して、朝鮮人の反日運動を中国側から取締まるのが適切であったと言えよう。

上述した理由以外に、1925 年日中両国の間で結ばれた「三矢協定」を中国側が広義に解釈し濫用したことや、華北など地域から満州への中国人の移住に伴い、中国人と在満朝鮮人の間に経済的衝突を引き起こしたこと、さらには在満朝鮮人の不正営業、租税未納などもその原因として考えられる。結果的に、中国政府の朝鮮人に対する追放・圧迫政策は、在満朝鮮人社会を動揺させ、政治的、経済的に不安定な局面を引き起こしたばかりではなく、日本政府も対応を迫られる局面に置かれることになった。

五 おわりに

以上のように、本論文では、当時、複雑な関係の下にあった中国・間島地方に居住する在満朝鮮人の国籍問題を背景に 1920 年代における満州地方当局の在満朝鮮人認識の変化について、その政策を検討した。朝鮮人の満州移住初期、中国は「薙髪易服」に象徴される懐柔政策で対応したが、日本の在満朝鮮人問題の介入によって、その認識に変化が現れた。在満朝鮮人の移住は

日本勢力の延長と見做してそれを制限することが日本勢力の阻止につながる
と判断した。結局、中国は「対日外交ノ諸問題ハ主トシテ国内居住鮮人ニ端
ヲ発シ」たことであり、在満朝鮮人を日本侵略の手先として認識し、「完全に
中国へ帰化すれば万事は解決される」と判断して在満朝鮮人に対する圧迫、
追放政策を遂行した。その結果、在朝鮮人の問題は土地権などの経済的な問
題から政治、外交的問題に転換されていった。懐柔・圧迫、追放政策はいず
れも中国から見れば、それは日本側の支配力を弱体化しようとするものであ
り、満州における日本権益の拡大を阻止する政策の一環として推進されたの
である。